

※ 現在、概算要求段階のため、今後、以下の内容に変更が生じる場合があります。

Q 1. 本事業に取り組むための要件は何か。

A 1. 本事業に取り組むためには、以下の要件を満たす必要がある。

- ① これまでに、コミュニティ・スクールとしてのあまり例がない「学校種」や「新たな教育課題」に対して、学校運営協議会制度や地域学校協働本部の仕組みを生かした学校と地域の連携・協働体制の構築を目指す研究であること。その際、広く全国的な普及を目指す観点から、教育委員会事務局と協働した取組とすることに加え、関係機関や連携・協力校との持続可能な体制づくりに資する研究であること。
- ② 新たな教育課題の解決に向けた具体的・実践的なプロジェクトを策定し、関係者・関係機関との協働によりそのプロジェクトを実施すること。
- ③ 研究の中心となる学校は、「コミュニティ・スクールを導入して間もない学校」、または、「コミュニティ・スクールの導入日が既に決定している学校」であること。

Q 2. 来年度は、学校運営協議会と地域学校協働本部の両方を設置（あるいは設置を予定）していないと申請することができないのか。

A 2. 学校運営協議会のみで調査研究として申請することも可能である。

ただし、学校運営協議会と地域学校協働本部の一体的な運営体制の構築に向けて調査研究を行う申請については、審査の際に加点がつくなどの考慮を行う可能性がある。

Q 3. 本事業について、申請主体は教育委員会のみか。

A 3. 本事業は、学校と地域の連携・協働体制の構築に際して、学校運営協議会や地域学校協働本部がどのように効果的な機能を果たすかの実践研究を行う事業である。そのため、実施主体は学校であることから、申請主体は教育委員会となる。また、本事業は新たな教育課題に対応する地域との連携・協働によるコミュニティ・スクールの実践研究を行うものであることも踏まえ、都道府県教育委員会と市区町村教育委員会が協力して研究を行うことが考えられる。その場合は、いずれかの教育委員会が申請主体となり、事業に関わる学校を所管するもう一方の教育委員会の事前了解が必要となる。

Q 4. 「学校運営協議会の設置・拡充に向けた調査研究事業」について、ひとつの自治体で複数契約を行うことは可能か。

A 4. 各自治体内において調整を行い、代表となる部署においてひとつの契約として取りまとめて申請することが望ましいが、やむを得ない場合は、課別での申請も可能とする。

Q 5. 学校運営協議会を、研究を進める協議体とすることは可能か。

A 5. 本事業は、学校運営協議会や地域学校協働本部の効果的な運営体制の構築を目指して行う研究事業であるため、既存の学校運営協議会が主たる協議体となりうるが、その場合においても、研究成果を広く普及させる観点から、教育委員会事務局職員や有識者等を加えた新たな協議会として進

めることを想定している。

また、設置者の異なる複数の学校運営協議会をつなぐ別の協議体が必要な場合においては、新たな協議体を設け、既存の学校運営協議会の動きと連動させてプロジェクトを実施することとなる。

Q 6. この事業は、2年間を通した契約は可能か。

A 6. 契約は単年度で行うため、毎年度、審査を行うこととなる。

Q 7. 本事業の委託契約は、都道府県、市区町村それぞれと国が契約することとなるのか。

A 7. 受託する自治体と国が直接契約を締結し、契約先自治体に経費を支払う。よって、市区町村が直接受託する際には、都道府県を経由する必要はない。

Q 8. 本事業は1件当たりどの程度の費用を見込んでいるか。

A 8. 1事業あたり、100万円程度を予定している。

Q 9. 本事業の実施に要する経費として認められる費目は何か。

A 9. 本研究の実施に要する経費として認めるものは、諸謝金、旅費、借損料、印刷製本費、消耗品費、会議費、通信運搬費、図書購入費、賃金、雑役務費、再委託費とする。

ただし、再委託費は、都道府県教育委員会が域内の市区町村教育委員会に対して再委託を行う場合のみ経費として認めるものとし、企業や団体への再委託は認めない。

Q 10. 本事業とは別に、補助事業である「コミュニティ・スクール推進体制構築事業」に申請することは可能か。

A 10. 可能である。ただし、本事業で設置する協議体と補助事業で設置する協議体が重なる場合には不可。

Q 11. 教職員の加配はあるか。

A 11. 平成30年度については、いくつかの自治体で研究指定校加配をつけているが、教職員の加配は財務課の管轄部分であるため、平成31年度については、現段階では未定である。(昨年度は1月に実施を通知)